

議 第 1 3 号

体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 7 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「柏崎市西山総合グラウンド」を「柏崎市西山テニスコート」に改める。

別表第 1 中「Ⅱ 西山総合グラウンド」を「Ⅱ 西山テニスコート」に改める。

別表第 3 中

「

西山 総合 グラ ウン ド	テニスコ ート	大会又は練習で利用 するとき。	1 時間 1 コート	210 から 320 ま で
	多目的運 動広場	大会又は練習で利用 するとき。	1 時間	760 から 1,140 まで

」を

「

西山テニスコート	大会又は練習で利用	1 時間 1 コート	210 から 320 ま
----------	-----------	------------	--------------

_____するとき。 _____で

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成22年2月18日条例第19号）

改正後		改正前	
(供用期間)			
第5条 体育施設の供用期間は、次のとおりとする。			
施設名	供用期間	施設名	供用期間
(略)		(略)	
柏崎市西山テニスコート 〃 西山野球場	3月1日から11月30日まで	柏崎市西山総合グラウンド 〃 西山野球場	3月1日から11月30日まで
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	
別表第1 (第2条関係)			
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
〃 西山テニスコート	〃 西山町浜忠3224番地1	〃 西山総合グラウンド	〃 西山町浜忠3224番地1
(略)		(略)	
別表第3 (第19条関係)			
施設名	区分	施設名	区分
(略)		(略)	
西山テニスコート	大会又は練習で利用すると 1時間 1コート	西山テニスコート	大会又は練習で利用すると 1時間 1コート
	210から320まで		210から320まで

改正後	改正前			
(略)	総合グラウンド	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 760から1,140まで
(略)				